

令和3年度版

～退職時の年齢が63歳以上の方向けリーフレット～

知りたい 『年金制度と手続き』



公立学校共済組合滋賀支部



かめるん

I. 手続きについて

1. 退職時の提出書類はありますか。①
2. 退職後に再就職する場合はどうすればいいですか。②

II. 年金制度について

1. 退職すると年金はどうなりますか。③
2. 雇用保険の失業給付を受給する場合はどうなりますか。④
3. 再就職すると年金は支給停止されますか。⑤
4. 障害や遺族の年金と併せて受給できますか。⑦
5. 長期加入者特例および障害者特例は受けられますか。⑧
6. 退職年金（年金払い退職給付）について教えてください。⑨
7. どんな時に加給年金額は加算されますか。⑩
8. 繰上げ請求や繰下げ請求とはどんな制度ですか。⑪
9. 今後、制度改正はありますか。⑫

①、②は
要チェックですね！



I. 手続きについて

1. 退職時の提出書類はありますか。

年齢や加入期間等により必要な書類が異なるため、退職報告後に個別に必要書類を自宅に送付します。

年度末に63歳以上で退職される方は、所属所からの退職予定者報告を受け、事前に**必要書類を組合員の自宅へ送付**します。3月末を提出期限としますので期限までに共済組合に提出してください。

<提出書類>

1. **老齢厚生年金「改定」請求書**
2. **退職年金決定請求書等** ※65歳以上で継続して1年以上の組合員期間がある場合
3. **その他（選択申出書、特例請求書等）** ※該当者に別途案内

以下の場合、組合員資格が継続しますので年金の手続きは不要です。

- ・再任用や正規職員から引き続き臨時講師になる場合
- ・臨時講師の任用が引き続く場合

※ 他府県や他の共済組合に加入する場合は別途手続きが必要です。



①

2. 退職後に再就職する場合はどうすればいいですか。

公務員共済に加入する再就職

資格取得時に

年金受給権者再就職届書 の提出が必要です。

老齢厚生年金は「Ⅱ. 年金制度について（スライド番号⑤）」に記載する**在職停止**があります。また、組合員として在職中は公務員共済の障害年金の**厚生年金部分は全額支給**されますが、**職域年金部分は全額停止**となります。

日本年金機構や私学共済等に加入する再就職

厚生年金の加入により、老齢厚生年金は**在職停止**の対象となりますが、**職域年金は全額支給**されます。なお、公立学校共済組合に届け出は不要です。（共済組合が日本年金機構から情報を取得します。）



②

II. 年金制度について

1. 退職すると年金はどうなりますか。

「I.手続きについて」に記載している書類を提出していただくことで、既に裁定されている年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加える

「改定」を行います。

通常、4月・5月分の年金は6月の支払いですが、退職年度は「改定」に時間を要しますので、8月中にお支払いできるように処理を進めます。

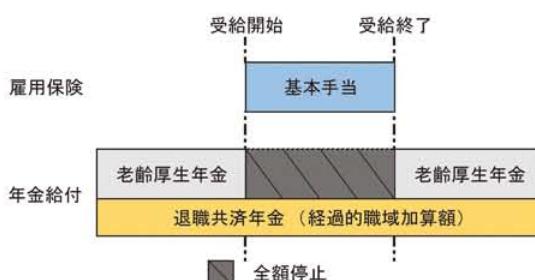
なお、6月に送付する年金支払い通知書には「在職停止」と印字されまことをご了承ください。



(3)

2. 雇用保険の失業給付を受給する場合はどうなりますか。

公務員は雇用保険の被保険者ではありませんが、再任用等で勤務され、老齢厚生年金を受給している65歳未満の人が、雇用保険の失業給付を受給する場合、調整があります。



受給前にハローワークにて失業給付の額を確認の上、年金と比較し、受給してください。

失業給付の額にかかわらず、求職申込をした翌月から受給期間が経過するに至った月までの間、老齢厚生年金が全額停止（経過的職域加算額は支給）されます。



(4)

3. 再就職すると年金は支給停止されますか。

厚生年金の被保険者である場合、賃金と年金の額によって老齢厚生年金は支給停止されます。また、組合員として在職している場合、職域年金（経過的職域加算額、年金払い退職給付）は全額支給停止されます。

支給停止基準額（令和3年3月31日まで）

65歳未満	65歳以上
年金の月額+賃金の月額 > 28万円	年金の月額+賃金の月額 > 47万円



令和4年4月1日から

65歳未満	65歳以上
年金の月額+賃金の月額 > 47万円	

※制度改正により支給停止とならない範囲が拡大されます。

「年金の月額」とは・・・老齢厚生年金（職域等除く）の額 ÷ 12

「賃金の月額」とは・・・標準報酬月額 + 直近1年間の標準賞与額 ÷ 12



(5)

支給停止額の計算

支給停止額は「支給停止基準額（**28万円**または**47万円**）」を超えた分の1/2の額です。（※年金・賃金が一定額以上の場合、計算が異なります。）

▶令和3年度 65歳未満の例

(年金月額(12万円) + 賃金月額(38万円) - 28万) × 1/2 = 11万円
→ 11万円が支給停止となり、年金は月額1万円の支給となります。

▶令和4年度 65歳未満および65歳以上の例

(年金月額(12万円) + 賃金月額(38万円) - 47万) × 1/2 = 1万5千円
→ 1万5千円が支給停止となり、年金は月額10万5千円の支給となります。



(6)

「令和3年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.20,21参照

4. 障害や遺族の年金と併せて受給できますか。

公的年金は原則として1人1年金です。
ただし、以下のように併給できる年金があります。



65歳までは同一給付事由で支払われる年金のみ、65歳からは給付事由が異なる基礎年金と組み合わせ出来ます。

※ 65歳以上で遺族と老齢がある場合、遺族年金が上回る場合に差額支給が原則となります。
また、他に日本年金機構の年金等がある場合、異なるケースがあります。

「令和3年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.23,24参照



7

5. 長期加入者特例および障害者特例は受けられますか。

65歳未満で特別支給の老齢厚生年金を受給している方が退職（厚生年金被保険者でない）し、以下の要件を満たしている場合に特例として定額部分が加算されます。

また、「7. 加給年金額は加算されますか。」に記載する対象者がある場合は加給年金額も支給されます。

①被保険者期間が44年以上ある者 (長期加入者特例)

※ 2以上の種別の被保険者期間は合算されません。

②障害等級3级以上の障害状態にある者 (障害者特例)

※ 被保険者期間中に初診日のある傷病に限りません。

定額部分 = 1,628円 × 被保険者期間の月数 (上限は480月)

例：組合員期間44年で退職した場合

定額部分 = 1,628円 × 480 (上限) = 781,440円

「令和3年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.8参照

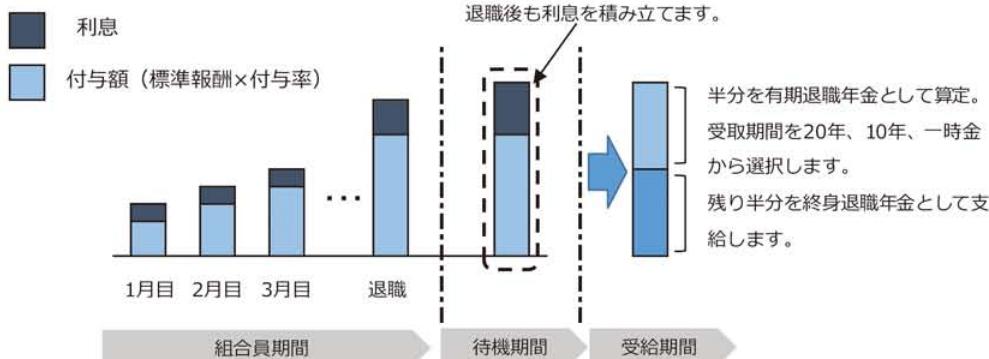


8

6. 退職年金（年金払い退職給付）について教えてください。

被用者年金一元化（平成27年10月）の際に、職域年金部分は廃止され、新たな年金制度として年金払い退職給付制度が設けられました。

退職年金は1年以上の組合員期間を有する方に**65歳**から支給されます。ただし、65歳到達時点では在職中の場合は、退職後に支給開始となります。



「令和3年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.9~11参照



⑨

7. どんな時に加給年金額は加算されますか。

被保険者期間が20年以上ある方が**65歳に達した時に、生計を維持している**（※1）以下の該当者がいるとき加給年金額が加算されます。

- ・65歳未満の配偶者（※2）
- ・18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある未婚の子または20歳未満で障害等級1級、2級の障害状態にある未婚の子

（※1）受給権者と生計を共にし、収入が850万円または所得が655.5万円未満であること。
収入が限度額以上でも定年等により5年以内に限度額未満となる場合を含みます。

（※2）配偶者自身が20年以上加入期間のある老齢厚生年金または障害を事由とする年金を受給中は支給停止されます。

要件を満たしてある間、表の金額（令和3年度価額）が加算されます。

対象者	加給年金額
配偶者	390,500円
子（2人まで1人につき）	224,700円
孫（2人まで1人につき）	74,900円

「令和3年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.8参照



⑩

8. 繰上げ請求や繰下げ請求とはどんな制度ですか。

繰上げ請求

老齢厚生年金は支給開始年齢到達のため繰上げ請求はできませんが、65歳から支給される『老齢基礎年金』を繰上げ請求することができます。また、生涯にわたって年金が減額されますので、受取総額は少なくなる場合があります。

$$\text{繰上げ減額率} = 0.5\% \times \text{繰上げた月数}$$

繰下げ請求

65歳からの老齢厚生年金を支給開始年齢より遅らせて請求する制度です。最大で70歳まで(令和4年4月から75歳まで)繰下げ可能で、66歳の誕生日以降、1月単位で行えます。ただし、加給年金額や在職により支給停止となる額は増額されません。

$$\text{繰下げ増額率} = 0.7\% \times \text{繰下げ月数}$$

「令和3年度 退職前後の年金・医療保険ガイド」 P.22,23参照



11

9. 今後、制度改正はありますか。

令和4年4月 改正

在職支給停止基準額の見直し

スライド番号⑤、⑥のとおり、改正後は65歳未満の支給停止基準額が65歳以上と同じ「47万円」に引き上げられ、支給停止にならない範囲が拡大されます。

繰下げ・繰上げ請求

繰下げ請求が可能になる65歳からの老齢厚生年金の繰下げ上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。(スライド番号⑪を参照してください。)

令和4年10月 改正

短時間勤務職員の共済組合制度の適用拡大

- 1週間の所定労働時間が20時間以上で、2ヶ月を超えて任用される職員に共済組合の「短期給付」および「福祉事業」が適用されます(長期給付は非適用)。
- 臨時の任用職員(臨時講師等)や任期付職員は任用期間に関わらず任用の初日から共済組合員になりますが、改正後は2ヶ月を超えて任用される方のみ共済組合員になります。
- また、臨時の任用職員(臨時講師等)の適用制度は「短期給付」および「福祉事業」のみとなり「長期給付」の適用がなくなります。

※制度改正の詳細が決定しだい所属所あて通知します。



12

共済組合から退職される方へのリーフレット等

- ▶ 退職される方への退職前後の手続きのご案内
→ 共済組合の資格を喪失する方への「退職前後の手続きのご案内」 ··· ··· ①
- ▶ 退職後の医療保険制度に関するリーフレット
→ どうなるの？『退職後の医療保険制度』 ··· ··· ②
- ▶ 年金制度と手続きに関するリーフレット
→ 知っておきたい『年金制度と手続き』（62歳以下の方向け） ··· ··· ③
→ 知っておきたい『年金制度と手続き』（63歳以上の方向け） ··· ··· ④
- ▶ 上記②、③、④のリーフレットのより詳しい資料
→ 退職前後の年金・医療保険ガイド

上記リーフレット等は一定部数を各所属所に配布していますが、ホームページでも閲覧やダウンロードができますので、ご活用ください。

公立学校共済組合滋賀支部

検索

<https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



こんなときガイド - 退職するとき を参照してください。

